大阪、昭46不５・44、昭47.８.16

命　　令　　書

申 立 人　全国建設及建設資材労働組合大阪府本部関西保温支部

同　　X_1ほか11名

（詳細は別紙申立人組合員目録記載のとおり）

被申立人　関西保温工業株式会社

主　　文

1　被申立人は、別紙申立人組合員目録記載の各組合員に対し、別紙処分目録記載の昭和45年12月28日づけ懲戒処分がなされなかったものとして取扱うとともに、減給した各金員を支払わなければならない。

2　被申立人は、別紙申立人組合員目録記載の各組合員（ただし、X_2を除く）に対し、同人らの昭和46年夏期一時金より減額した各金員を支払わなければならない。

3　被申立人は、X_1、X_3、X_4およびA_1に対し、別紙処分目録記載の昭和46年８月10日づけ懲戒処分がなされなかったものとして取扱うとともに、X_1、X_3、X_4に対する同処分がなければ同人らが受けるはずであった賃金相当額およびA_1に対する減給額をそれぞれ支払わなければならない。

4　被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白色木板に、下記のとおり明瞭に墨書して、本社、滋賀工場、各支店および各出張所の正面玄関付近の従業員の見やすい場所に１週間掲示しなければならない。

記

年　月　日

全国建設及建設資材労働組合大阪府本部

関西保温支部

執行委員長　X1　殿

関西保温工業株式会社

代表取締役　B1

当社は、貴組合員に対し、昭和 45 年 12 月 28 日づけおよび昭和 46 年８月 10 日づけで懲戒処分を行ない、かつ、これにつき身元保証人に対し、被処分者の善導方を求める通知をしましたが、これらの行為は労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝いたしますとともに、今後、上記のような行為を繰返さないことを確約いたします。

以上、大阪府地方労働委員会の命令により掲示いたします。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

被申立人関西保温工業株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社、東京都、大阪市ほか１ヵ所に支店、滋賀県に工場、室蘭ほか 12 ヵ所に出張所をそれぞれ置き、従業員約 390 名を擁し、主として工場施設等の保温工事を業とする会社である。

申立人全国建設及建設資材労働組合大阪府本部関西保温支部（以下「組合」という）は、後述の統一後の関西保温工業労働組合（以下「関労」という）が本件審問中に全国建設及建設資材労働組合に団体加盟したもので、本件審問終結時、会社従業員約 20 名をもって組織する労働組合であり、申立人X1ほか 11 名（別紙申立人組合員目録記載のとおり。以下「X1ら 12 名」という）は、いずれも関労所属当時の役員もしくは組合員である。

なお、会社には、組合とは別に、会社従業員約 120 名をもって組織する全関西保温工業労働組合（以下「全関労」という）がある。

2　組合結成前の労使関係について

⑴　従前、会社には労働組合が組織されていなかったが、昭和 45 年５月ごろにいたり、会社滋賀工場において、同年４月に入社した大学新卒者を中心に労働組合結成の気運が高まり、同年６月下旬、新入社員 24 名をもって労働組合結成準備委員会（以下「準備会」という）が結成された。

⑵　７月２日、準備会は、滋賀工場において「すべての従業員諸氏に訴える」と題するビラを従業員に配布して、会社に労働基準法を守らせるなど労働者の権利を守り、安定した生活､より快適な職場をつくるため団結して会社側と交渉しようと呼びかけた。

なお、この間、前記新入社員らは他従業員に支給された夏期一時金が支給されなかったことを不満として、本社および大阪支店の新入社員と連絡をとり合って、６月 29 日および 30 日の両日、いっせいに無断欠勤を行なった。

⑶　７月６日、会社は、準備会のメンバーであるＡ₂、Ｘ₃ら９名（以下「Ａ₂ら９名」という）に対し、北は室蘭より南は大分にいたるまでの全国各地の出張所等に配置転換を命じたが、Ａ₂ら９名は、労働組合結成を抑圧しようとする不当労働行為であるとしてこれを拒否し、他方、準備会は７月６日夜、Ａ₂ら９名の配置転換に対抗するため、関西保温工業労働組合（以下「滋賀労組」という）を結成するとともに、翌７日、滋賀県地方労働委員会（以下「滋賀地労委」という）に対して救済申立てを行ない、あわせて同日づけで配置転換の取消しなどを内容とするあっせんを申請した。

⑷　ところが、会社は、同月８日、Ａ₂ら９名が配置転換命令に従わないことを理由に同人らを解雇するとともに、さらに同日、準備会のメンバーであるＸ₅ら６名に対し、全国各地の出張所等に配置転換を命じた。

⑸　前記あっせん申請事件は、滋賀地労委より、当事者双方に対し、Ａ₂ら９名の配置転換を､その当､不当は別にして白紙に戻すこと等を内容とするあっせん案が提示され、７月 10 日、双方これを受諾した。これがため、前記救済申立事件は同月 25 日その申立てを取下げられ、また、Ａ₂ら９名に対する解雇およびＸ₅ら６名に対する配置転換もそれぞれ撤回された。

⑹　滋賀労組は、同月 11 日、滋賀工場食堂において、約 80 名の従業員の参加を得て組合拡大結成承認大会と称する会合を開き、その存在を公然化するとともに、そのころ、会社に対し、７月６日づけをもって滋賀労組を結成したこと、組合員数は７月 10 日現在 104 名であることおよび組合役員の役職氏名等を書面で通告した。

⑺　また、本社および大阪支店においては７月 20 日、従業員約 25 名が、東京支店においては７月 23 日、約 20 名が、それぞれ労働組合を結成した。これら各組合は、いずれも単位労働組合として結成されたが、将来の統一を考慮して、それぞれ関西保温工業労働組合大阪支部（以下「大阪労組」という）、同東京支部（以下「東京労組」という）と呼称された。

⑻　なお、この間、７月 13 日、本社会議室において全関労が結成され、その役員には大阪支店営業係長Ｃ１（委員長）、東京支店営業係長Ｃ２（副委員長）、建材部の課長代理Ｃ３（書記長）および本社開発課の係長Ｃ４（執行委員）らの管理職が含まれていた。

３　抗議集会等について

⑴　昭和 45 年８月 24 日の抗議集会について

ア　滋賀労組は、７月末ごろ、会社に対し前記配置転換、解雇問題に関する謝罪および組合事務所の貸与等につき８月３日団体交渉を開くよう申し入れるとともに、７月 30 日および 31 日の両日にわたり、前記要求貫徹のためのストライキ権確立について全員投票を行ない、その結果、絶対多数でストライキ権を確立（なお、ストライキの方法、時期等については執行部に一任されていた）されたことを全組合員に報告し、かつ、前記団体交渉に関し「8･3 団交勝利総決起集会」を８月１日開催することを知らせるためのビラを滋賀工場正門前で広く一般従業員に配布した。

イ　会社と滋賀労組とは、８月３日および 11 日、前記組合要求につき団体交渉を行なったが、席上、会社は組合事務所貸与について「今のところ貸す気はない」などと回答し、結局物別れに終わった。そこで、滋賀労組は、組合事務所貸与の拒否など会社側の不誠実な態度に抗議するため、８月 22 日、滋賀工場長Ｂ２（以下「Ｂ２工場長」という）に対し、同月 24 日午後０時 30 分より同２時まで抗議集会開催のため

同工場食堂を使用したい旨文書で申し入れた。これに対しＢ２工場長は、同日「作業の都合上17時以降に限り食堂の使用を許可する」旨文書で回答するとともに、集会が就業時間内に食い込む場合、参加者にはその時間分の賃金を支給しない旨同工場内に掲示し、かつ、管理職を通じて従業員にその旨を伝えた。

ウ　しかし、滋賀労組は、８月24日、約80名の組合員の参加をえて、予定どおり滋賀工場食堂において、午後０時 30 分より同２時まで就業時間内にわたる職場集会（以下「8･24集会」という）を行なったが、電気、ボイラー、乾燥機部門については、組合員４名を保安要員として配置した。

⑵　９月29日の抗議行動について

ア　滋賀労組は、前記8･24集会が就業時間内に若干食い込んだため、会社がその参加者に対し、賃金カットを行なうことが予想せられたところから、９月26日、会社に対し、賃金カットの対象者とその理由などを明らかにするよう文書をもって申し入れた。

しかしながら、会社は、これに対しては何ら回答することなく、同月28日、組合員約80名に対し8･24集会参加者として賃金カットを行なった。

イ　そこで滋賀労組は、同日、前記会社の一方的な賃金カットの処置に抗議するため、抗議団を本社に派遣することを決定し、委員長Ａ２（以下「Ａ２」という）と書記長Ｘ３（以下「Ｘ３」という）の両名を選出した。

ウ　Ｘ３は、同日、上司である係長Ａ３（昭和45年10月１日、滋賀労組執行委員長に就任。以下「Ａ３係長」もしくは「Ａ３委員長」という）に、口頭で前記抗議のため翌29日職場を離れる旨申し出たところ、同係長は、29日は欠勤するので届を同人の机の上に出しておくよう、また、上司の課長代理Ｂ３には後で伝えておく旨述べて、その申出を諒承した。

エ　６月29日、Ｘ３は、前記抗議のため午後０時45分から終業時まで職場を離脱する旨記載した届書を当日欠勤していたＡ３係長の机上に置き、当日欠勤していたＡ２とともに、昼の休憩時以降、本社に赴き、労務部長代理Ｂ４（以下「Ｂ４労務部長代理」

という）らに前記賃金カットについて抗議（以下「9･29 抗議」という）を行なった。

⑶　10 月 18 日の３組合統一集会について

ア　かねてより統一を志向していた滋賀労組、大阪労組および東京労組（以下「３組合」という）は、10 月 12 日、会社に対し、約 50 名の参加のもとに統一大会を行なうので同月 16 日午後６時より同８時まで本社会議室を使用したい旨の書面を連名で提出したところ、会社は、同月 15 日にいたり許可しない旨回答した。そこで、A_3委員長は、B_2工場長に対し、他に会場を物色しているが、借用できない場合は、10 月 18 日（日曜日）午前 10 時より終日滋賀工場食堂を貸してほしい旨申し出たが、同工場長は許可を与えなかった。

イ　３組合は、他に会場を求めるべく奔走したが、適当な場所がみつからなかったので、10 月 18 日、会社の許可が得られないまま、滋賀工場食堂において３組合代議員約 40 名の参加を得て、同日午前 10 時 30 分より午後４時までの間、統一大会（以下「10･18 集会」という）を開催した。

この大会において３組合は統一されて関労が結成され、３組合はそれぞれ関労の滋賀支部、大阪支部および東京支部と呼称されることとなった。

なお、この集会には大阪労組執行委員長X_1（以下「X_1」という）、東京労組執行委員長X_4（以下「X_4」という）、同労組書記長X_6（以下「X_6」という）、滋賀労組副執行委員長X_3、同労組副執行委員長X_7（以下「X_7」という）、同労組書記長X_8（以下「X_8」という）らが参加した。

また、滋賀工場においては休日は工場門扉は施錠されることなく、一般従業員の出入りも特に制限されておらず、また同工場内には寮があり、寮生や一般従業員が同工場構内食堂でテレビを見たり、雑談に興ずることもあった。

さらに当日は、隔週毎に行なわれていた寮生に対する食事支給日に当っていなかったため、食堂は使用されておらず、また、従前、会社では会社施設を無断で使用したとの理由で処分された事例はない。

⑷　11 月 20 日の職場集会について.

ア　10 月 24 日、関労は、会社に対し、年末一時金（社員工員一律基本給の 4.5 ヵ月分）、労働時間の短縮等を要求し、11 月初旬から中旬にかけて３回にわたって団体交渉が開催されたが、会社より何ら具体的回答がえられなかったところから、関労は 11 月 16 日、前記要求貫徹のためストライキ権を確立した。

その後関労は、翌 17 日、会社に対し、年末一時金、時間短縮等に関する具体的回答を 20 日正午までに提示することを求めるとともに、右期限までに提示がなければ、抗議行動を行なう旨申し入れた。

イ　しかしながら、会社よりその回答がなされなかったところから、関労は、20 日さらに会社に対し、同日午後０時 30 分より本社、滋賀工場、大阪支店および東京支店において抗議集会を行なう、なお、集会が若干就業時間内に食い込むこともありうるので諒承されたい旨書面をもって通告し、午後０時 30 分より、本社および大阪支店ならびに東京支店においてはいずれも同１時 15 分まで、滋賀工場においては同１時 49 分までそれぞれ会社の食堂、会議室等を使用して会社の許可を得ないまま就業時間内に食い込む抗議集会（以下「11･20 集会」という）を行なった。

⑸　12 月２日の抗議行動について

会社は、11 月 28 日、関労に対し、年末一時金に関し年間（45 年年末および 46 年夏期）従業員１人当り平均 195,000 円とすることを回答した。この回答を不満とした関労は、12 月１日、会社と団体交渉を行ない、その結果、翌２日、会社は前記支給金額を 214,000 円（年末、夏期いずれも 107,000 円＋アルファ）とする最終回答を提示した。しかしながら、関労は、この回答を不満とし、11 月 30 日ストライキ権行使の一環として抗議団を編成し、本社へ派遣することにした。この抗議団には、滋賀工場より関労書記長Ｘ３のほか、滋賀支部組合員Ｘ９、Ｘ10、Ｘ５、Ｘ11、Ｘ２、Ｘ12、Ｘ７ら 11 名が指名され、同日午後２時 30 分ごろ、Ａ３委員長はＢ２工場長に同人らを本社に派遣する旨申した。Ｂ２工場長は突然の申出であり、生産が混乱するとの理由で拒否した。しかし、これらの者はいずれも本社に出向き、本社および大阪支店所属の中央執行委員長Ｘ１、大阪支部執行委員長Ａ４、同書記長Ａ５、同執行委員Ａ６の４名とともに、本

社において午後５時 10 分より同 25 分までの間集団で抗議（以下「12･2 抗議」という）を行なった。ただし、X7はこの抗議のため大阪に出向いたのみで抗議には参加していない。

⑹　12 月１日、５日および６日の東京支部職場集会について

東京支部は、12 月１日、５日および６日の３回にわたって、休憩時間内である午後０時 30 分より同１時までの間、会社の食堂で年末一時金に関する団体交渉の報告と今後の方針の討議等のため職場集会（以下「12･1 等集会」という）を行なった。なお、東京支部はこの会社施設の使用に関し事前にその承認を求めたが、会社はこれを許可していない。

4　会社の３組合等に対する態度ならびに就業規則の変更について

⑴　会社の３組合等に対する態度について

ア　前記のような組合の動きに対し、会社は、８月１日滋賀工場内に「最近組合が結成されたが、その運動が正しい労使関係を樹立しようとする限りにおいては喜ばしいことと考える。ただ、組合発生の際には、往々にして労働運動に名をかりるなどして就業規則違反等の行為が見られるが､かかる違法行為を見逃すことはできない。よって、会社は諸規則を整備し、従業員に周知徹底する。本日以降は賞罰を明確にし、信賞必罰主義でのぞむ」旨の社長達示を掲示した。また、同日、会社は同工場長名をもって

①就業時間中の労働組合活動およびその他仕事に関係のない活動一切を禁ずる　②会社構築物および施設物の無断借用を禁ずる　③会社構築施設（工場敷地内）に会社と無関係の者が無許可で立入ることを禁止する　等

の通告を同工場内に掲示した。

イ　さらに会社は、関労が前述の抗議行動を展開していた 11 月 24 日、社長名をもって関労に対し、また、B4労務部長代理名をもって一般従業員に対し、それぞれ文書をもって、前記 10･18 集会等につき、これら関労の行為は企業秩序を乱し、会社施設権を侵害するものであるとしてこれを非難するとともに再びかかる行為をなさざ

るよう厳重に警告する旨を通達した。

⑵　就業規則の変更について

ア　前記の６月 29 日および 30 日の滋賀工場における新入社員のいっせい無断欠勤およびその後の労働組合結成が契機となって、会社は従前の社員就業規則（以下「旧就業規則」という）の整備に着手し、12 月１日所轄労働基準監督署長に就業規則の変更を届出て、同日より施行した。

この就業規則（以下「新就業規則」という）により、従来３項目であった懲戒事由は 42 項目に改められた。

イ　なお、この就業規則の変更については当時滋賀工場における従業員の過半数を占める滋賀支部の意見は求められていない。

５　X_1ら 12 名に対する懲戒処分等について

⑴　会社は、45 年 12 月 28 日前記抗議集会等に関しX_1ら 12 名を次のとおり懲戒処分（以下「12･28 処分」という）に付した。

その処分の理由ならびに内容は次のとおりである。

ア　8･24 集会に関する懲戒処分について

会社は、滋賀労組が会社の許可なく会社施設を使用して就業時間に食い込む職場集会を行なったことは、旧就業規則第 41 条第１号（会社の規則命令又は示達に故なく違反したとき）および第３号（故意又は重大な過失によって会社に不利益を与えたとき）に該当するとし、その行為の責任者であるとして同労組書記長X_3を減給 4,000 円の処分に付した。

イ　9･29 抗議に関する懲戒処分について

会社は、X_3が無断で４時間にわたって職場を離脱し、本社に赴き賃金カットに関して抗議行動を行なったことは旧就業規則第 41 条第１号および第３号に該当するとして、その行為に対し同人を減給 8,000 円の処分に付した。

ウ　10･18 集会に関する懲戒処分について

会社は、３組合の組合員が休日にもかかわらず会社の許可を受けないで滋賀工場

内に入り、無断で会社施設を使用したことは、旧就業規則第 41 条第１号および第３号に該当するとし、その参加者であるとしてＸ1、Ｘ4、Ｘ6を譴責、Ｘ3、Ｘ7を減給 2,000 円、Ｘ8を減給 4,000 円の処分に付した。

エ　11･20 集会に関する懲戒処分について

会社は、関労が会社の許可なく時間内職場集会を行なったことは、旧就業規則第 41 条第１号および第３号に該当し､その行為の責任者であるとしてＸ1を減給 8,000 円、Ｘ4を譴責、Ｘ3を減給 4,000 円の処分に付した。

オ　12･2 抗議に関する懲戒処分について

会社は、Ｘ3、Ｘ9、Ｘ10、Ｘ5、Ｘ11、Ｘ2、Ｘ12およびＸ1が無届で職場を離脱し、本社において集団で年末一時金に関する抗議行動を行なったことおよびＸ7が同日無届で職場を離脱したことは、いずれも新就業規則第 82 条第 10 号（故意に他人の業務を妨げ、又は就業時間中許可なく自己の職場を離れたとき、若しくは業務外の作業をしたとき）、第 11 号（会社に提出する諸届を偽り、又は所定の手続を故意に怠ったとき）および第 15 号（会社の許可を受けないで、会社構内で集会、演説又は放送したとき）に該当し、かつ、Ｘ1およびＸ3は上記違反行為を示唆もしくは指導した責任者として、Ｘ1およびＸ3を昇給停止、その余の７名はいずれも行為者としてそれぞれ減給 2,000 円の処分に付した。

カ　12･1 等集会に関する懲戒処分について

会社は、再三にわたる会社の警告を無視して無許可で会社施設を使用した東京支部のこれらの行為は新就業規則第 82 条第 10 号、第 11 号および第 15 号に該当し、その行為の責任者であるとしてＸ4を減給 4,000 円、Ｘ6を譴責の処分に付した。

⑵　会社は、同年年末、前記 12･28 処分を受けた組合員の身元保証人全員に対し、前記処分事実を通知するとともに、これらの者に対する善導を期待する旨の書面を郵送した。

6　昭和 46 年夏期一時金の減額支給について

昭和 46 年６月 25 日、会社は従業員に対し、夏期一時金を支給した。しかし、会社は、

12·28 処分を受けた下表の組合員 11 名については、会社がこれらの者に対する賞与額として確定した下表の金額から懲戒名義で、その 10%ないし 40%を減額して支給した。これら組合員の減額された金額は、下表のとおりである。

対　象　者	賞 与 額	減 額 率	減額された金額
X_1	85,000（円）	15（%）	12,750（円）
X_4	122,000	20	24,400
X_3	62,000	40	24,800
X_6	140,000	10	14,000
X_8	85,000	10	8,500
X_7	85,000	20	17,000
X_5	51,000	10	5,100
X_9	53,000	10	5,300
X_{11}	60,000	10	6,000
X_{10}	70,000	10	7,000
X_{12}	53,000	10	5,300

7　関労三役およびA_1の懲戒処分について

⑴　昭和 46 年７月７日昼ごろ、当時大阪支店設計課に所属していた大阪支部執行委員A_1（以下「A_1」という）は、関労執行委員会の要請に基づき、翌８日の本件審問を傍聴すべく、上司である設計課長B_5（以下「B_5課長」という）に対し、審問傍聴のため明日は遅刻する旨申し出たところ、同課長はいったんその申出を諒承したが、同日退社時になって、A_1に対して、仕事が忙しいことを理由に許可しない旨申し渡した。しかしA_1は、翌８日、会社には出勤せず、午前中本件審問を傍聴し、その日の午後は戻り就労した。

⑵　同日終業後、A_1は、大阪支店長B_6から呼びつけられ、会社応接室において、B_4労務部長代理およびB_5課長両名立会の下に、約１時間にわたり始末書の提出を求められたが、A_1はこれに応じなかった。

⑶　翌９日、関労は会社に対し、書面をもって、終業後約１時間にわたってA_1を軟禁状態同然にして始末書提出を求めたとして非難するとともに、何ら具体的な理由を明らかにせずA_1の申出を許可しなかったことを強く抗議した。

⑷　８月 10 日、会社は、関労およびA_1の前記行為につき、A_1および関労の三役である

X_1、X_4、X_3を、それぞれ次の懲戒処分（以下「8･10 処分」という）に付した。

ア　A_1の懲戒処分について

会社は、A_1が本件審問の傍聴を理由として、会社の外出許可を得ないで無断職場離脱をしたのみならず、始末書も提出しない行為は、新就業規則第 39 条（就業時間中、業務で外出するときは、所属長の許可を受けなければならない。業務外の外出は認めない。ただし、止むを得ず業務外で外出するときは所属長に外出予定時間を申出て、その許可を受けなければならない）に違反し、かつ、第 82 条第 10 号、第 18 号（会社の諸規則、通達によって従業員として守らなければならない事項に違反し、情状の重いとき）および第 83 条第３号（正当な理由なく上長の命令又は所属長の通達、指示に従わず、職場の秩序を乱し、又は乱そうとしたとき）に該当するとして、同人を減給 5,000 円の処分に付した。

イ　X_1ら関労三役に対する処分について

会社は、X_1ら関労三役が、組合運動に名をかりて、前記A_1の行為をそのかしたものであるとし、その行為ならびに会社に抗議文を提出した行為は、新就業規則第 82 条第 18 号および第 83 条第 18 号（懲戒処分数回に及ぶも悔悟の見込みのないとき）に該当するとして、X_1を 14 日間、X_4およびX_3を７日間の出勤停止処分に付した。

⑸　会社は、A_1およびX_1ら関労三役の身元保証人全員に対し、12･28 処分におけると同趣旨の書面を８月 10 日づけで郵送した。

第２　判断

１　12･28 処分について

申立人らは、8･24 集会、9･29 抗議、11･20 集会および 12･2 抗議がいずれも正当な争議行為であり、また、10･18 集会および 12･1 等集会も正当な組合活動であるのみならず、上記各集会に際し、会社が何ら合理的理由もなく施設使用を許可しなかったことは、従前より従業員が届出さえせずにこれら施設を使用していたことからみて、組合活動であることを理由として行なった差別扱いであるからこれら諸行為に対して会社がなした

12·28 処分は組合組織の破壊を目的とする不当労働行為であると主張する。これに対し、会社は、上記 8·24 集会、9·29 抗議、11·20 集会および 12·2 抗議における職場離脱や会社施設の使用については、その都度、３組合もしくは関労が会社に対しその許可を求めていることからみて、これら各集会等はいずれも争議行為の意識の下に行なわれたものでないことは明らかである、したがってこれら無許可職場離脱、無断施設使用は就業規則違反の行為であり、また 10·18 集会に際しては、休日にもかかわらず会社の許可なく工場に侵入し、無断で会社施設を使用し、さらに 12·1 等集会に際して、東京支部が会社の警告を無視して無断で会社施設を使用したことはいずれも正当な組合活動とはいえず、就業規則に違反する行為であるから、組合役員もしくは実行者をそれぞれ 12·28 処分に付したのであって、不当労働行為ではないと主張する。よって、以下これらの点について判断する。

⑴　8·24 集会、9·29 抗議、11·20 集会および 12·2 抗議に関する懲戒処分について

まず、8·24 集会、9·29 抗議、11·20 集会および 12·2 抗議が争議行為であるか否かについて考えるに、9·29 抗議を除くその余の各集会等は、8·24 集会については７月末、11·20 集会および 12·2 抗議については 11 月 16 日、それぞれストライキ権を確立し、これに基づき、滋賀労組あるいは関労がその諸要求を貫徹するためになされたものであることは前記認定のとおりであって、これら集会等はいずれも争議行為と認められる。しかしながら、9·29 抗議についてはこれを争議行為であると認めるに足る疎明はない。

会社は、前記集会等における職場離脱や会社施設の使用につき会社の許可を求めている事実を指摘し、組合に争議行為としての意識がなかったものと主張するが、かかる事実のみをもってしては、前記滋賀労組および関労の行為が争議行為でないとはいい得ない。

そこで、前記集会等における組合員らの無許可職場離脱、会社施設の無許可使用についてみるに、これら各集会等が争議行為としてなされたものであり、それが違法もしくは不当のものであったとの事実も認められない本件の場合、組合員らが会社の指

揮命令を排除して職場を離脱する行為を問責することができないことはいうまでもない。また前記会社施設の使用については、平常時においても、企業内組織である労働組合の活動の場が企業施設を中心として行なわざるを得ない実情からみて、労働組合による企業施設の使用が、これによって会社業務に支障をきたすことなく、また施設の維持・管理上特別に差支えがない程度のものである限り、使用者はこれを受忍すべきであると考えられる。本件の場合、会社施設の使用が、いずれも短時間であって、これがため会社業務に支障をきたし、また、その施設の維持・管理上、差支えがあったとは認められず、ことに、それが争議行為中のものである以上、その使用につき会社が許可を与えていないことのみをもって、申立人らにその責を問うことは当を得ないものというべきである。

次に、9･29 抗議について考えるに、前記判断のごとく、それが争議行為としてなされたものではないにしても、Ｘ３が滋賀労組決定に従って本社へ抗議に赴いたことは前記認定のとおりであるから、Ｘ３の行為が組合活動としてなされたものであることは明らかである。しかも 9･29 抗議は、滋賀労組が 8･24 集会に関する賃金カットの対象者等を明らかにするよう申し入れたのに対し、会社がこれを無視して一方的に賃金カットを実施したことに抗議したものであって、かかる会社の組合軽視の態度に対する抗議は組合として当然の行為といわなければならない。加えて、Ｘ３は当日の職場離脱につき、事前に上司であるＡ３係長に申し出てその諒承を得ていることをあわせ考えれば、同人に対する懲戒処分は滋賀労組の抗議行動に対する報復的措置と考えざるを得ない。

⑵　10･18 集会および 12･1 等集会に関する懲戒処分について

まず、10･18 集会についてみるに、前記認定のごとく会社が３組合に対し、滋賀工場食堂の使用につき許可を与えていなかったことは認められるが、労働組合による企業施設使用につき使用者が一定の範囲内で受忍義務を負うことはすでに判断したとおりである。

本件の場合、３組合は本社会議室の使用を拒否された後、他に会場を得ることがで

きず、再度、前記食堂の使用を申し出たが、会社の許可を得られなかったため、やむを得ずこれを使用したのであるが、滋賀工場においては、従前より休日において一般従業員の入門が特に制限されることもなく、また、食堂の使用についても何らの制限もなく、従って従業員は休日に工場構内へはもちろん食堂内にも自由に立入りしていたことは前記認定のとおりであり、しかも 10･18 集会当日は寮生の食事支給日にも当っていなかったことをも考えると、当日、３組合が食堂を使用したことによって、会社において業務上および施設管理上特段の支障が生じたとはとうてい考えられない。従って、前記集会における会社施設の無許可使用を理由とする本件懲戒処分は失当といわざるを得ない。

次に、12･1 等集会についてみるに、会社の主張するごとく、同集会が会社の許可を得ることなく東京支店内の食堂を使用して開催されたことは認められるが、同施設の使用はいずれも休憩時間内に約 30 分間使用したにとどまり、他の従業員が同施設を使用するに差支えが生じたとの事実も認められない本件の場合、X_4およびX_6両名に対する懲戒処分は失当といわざるを得ない。

⑶ 以上要するに、12･28 処分の対象となった前記各行為は、いずれも争議行為または組合活動として当然容認さるべきものである。しかるに会社は、昭和 45 年８月１日社長達示をもって組合運動の動向につき信賞必罰をもってのぞむことを公表するとともに、会社が滋賀支部の意見を聞かず一方的に変更した新就業規則をもって、その施行の当日行なわれた集会および翌日の抗議行動に対しても直ちにこれを適用し、かつ、４ヵ月前の行為などをもとらえて遡って一括処分し、さらに被処分者の身元保証人に対して処分事実を通知するとともに被処分者の善導方を依頼しているのであって、これら諸事実を総合すれば、12･28 処分は、関労を嫌悪する会社が、申立人らの正当な争議行為や組合活動を理由に不利益取扱いを行なうとともに、同処分により組合員の諸活動を抑圧し、一挙に組合組織を壊滅状態に追いやることを意図してなされたものと断ぜざるを得ず、右行為は労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為と認められる。

2　昭和 46 年夏期一時金よりの減額について

組合は、本件減額が懲戒処分としてなされたものであり、12･28 処分が正当な組合活動および争議行為に対して加えられた不当処分である以上、これに基づく減額もまた不当であることはいうまでもなく、本件減額処分は会社が同一の行為に対して二重・三重の処分を付加することにより、組合組織を破壊しようとした不当労働行為であると主張する。これに対し、会社は、本件減額が懲戒処分ではなく、支給対象期間中における前記懲戒処分の程度に応じ成績査定として行なったものであり、成績査定である以上その減額率または額に制限はなく、また会社における賞与は恩恵的性格のもので、処罰を受けた者と受けない者とに差があるのは当然である旨主張するので、以下判断する。

本件減額は、仮に会社の主張するごとく、それが懲戒処分ではなく支給対象期間中における懲戒処分の内容に応じて行なった成績査定であるとしても、その対象とされた 12･28 処分が不当労働行為であることは前記判断のとおりであるから、これに基づく本件減額もまた､他の主張について判断するまでもなく組合員に経済的不利益を課し､かつ、同人らの組合活動を阻害する目的をもってなされた労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

3　8･10 処分について

組合は､A_1およびX_1ら関労三役には､就業規則上の懲戒事由に該当する行為はなく、またA_1の半日欠勤には組合活動として本件審問を傍聴するという正当事由があり、会社もいったんはこれを許可しながら、後刻、明確な理由も示さないままこれを撤回していること、X_1の証言によれば従前より遅刻ないし半日欠勤については会社に連絡するだけで足りる慣例になっていて、連絡しない場合でもそれを理由に処分された事例もないことが認められることおよびA_1の半日欠勤によって会社業務に多大の支障をきたした事実もないことからして、A_1の懲戒処分と同人の行為が就業規則違反であることを前提としたX_1ら三役に対する懲戒処分は、いずれも組合活動の妨害を目的とした不当労働行為であることは明らかであると主張する。これに対し、会社は、A_1は本件当事者でないから､会社の許可なく就労を拒否して審問を傍聴したことは就業規則違反であり、

かかる行為をそそのかし、かつ、会社に抗議文を提出するがごときことは組合活動としても許される行為ではないから、X_1ら関労三役にその責を問うたのは当然の措置である旨主張するので、以下判断する。

まず、A_1の行為についてみるに、同人は本件審問傍聴の前日、上司であるB_5課長に遅刻する旨申し出て、いったんこれを諒承されたが、同日退社時になって、仕事が忙しいことを理由に取消されたことおよび同人がその翌日の午前中本件審問を傍聴し、午後から会社に出勤したこと、同人が始末書の提出に応じなかったことは前記認定のとおりである。会社は、前記A_1の行為を新就業規則第 39 条に違反し、かつ、第 82 条第 10 号、第 18 号および第 83 条第３号に該当するとして、同人を懲戒処分に付しているが、B_5課長の前記取消しについて何ら合理的理由が示されていないことおよびA_1の行為は単に午前中休んだにとどまり、これがため会社の業務に支障をきたしたとの事実も認められないことなどから考え､同行為がこれら条項に該当するとは認められないのはもとより、懲戒処分をもって律すべきものとはとうてい考えられない。

次に、X_1ら関労三役に対する処分についてみるに、関労執行部はA_1に審問傍聴を要請してはいるが、A_1の前記行為が懲戒処分に値するものでない以上、これを要請した関労三役の行為はなんらとがむべきものでないことはいうまでもなく、また、会社に対する抗議文の提出についても、A_1を約１時間にわたって会議室にとどめ始末書の提出を求めたことや、A_1の申出を許可しないことにつき具体的理由を示さなかったこと等を非難したものであって、その措辞にも格別非難に値する点も見受けられない。

要するに、A_1ならびにX_1ら関労三役に対する本件処分はいずれも理由なく、会社が同人らの組合活動を嫌悪してなした不利益取扱いであり、組合組織の破壊を目的とする労働組合法第７条第１号および第３号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

4　身元保証人に対する通知について

申立人らは、会社が 12･28 処分および 8･10 処分につき、被処分者の身元保証人全員にその処分事実を通知したことは、会社においてそのような前例のなかったことおよび同

通知の内容などからみて、身元保証人より被処分者に組合脱退等の圧力をかけさせ、組合を分裂破壊せんとするところにあることは明らかであると主張し、これに対し、会社は、前記通知は身元保証契約の趣旨からして、会社にとって当然の義務である旨主張するので、以下判断する。

身元保証人に対する使用者の通知義務は、被用者に業務上不適任または不誠実なる事跡があるとか、その任務または任地の変更があった場合にして、かつ、身元保証人に具体的責任発生の危険性のある場合に認めらるべきであるが、本件の場合その要件を欠くことはいうまでもない。しかるに、会社は、X_1ら12名ならびにA_1およびX_1ら三役の身元保証人に対し、前記処分事実を通知し、さらに身元保証人においてこれら被処分者を善導することを期待する旨を申し入れていることよりすれば、会社の真意は身元保証人を通じて前記被処分者の組合活動を牽制するにあると判断せざるを得ず、前記会社の行為は組合組織を弱体化せんとする意図に出た労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為と断ぜざるを得ない。

5　その他

申立人らは、主文救済のほか、前記12·28処分および8·10処分の被処分者の身元保証人全員に対する謝罪状の送付および組合員に対する今後の不利益取扱いなどの禁止を求めているが、主文をもって十分であると考える。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和47年8月16日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎

（別紙省略）